

アメリカ合衆国の裁判官の任用制度

～州の通常第一審裁判所関係

議会の選出による州

議会による任命（3州：ヴァージニア等）

選挙による州

- 1 党派的選挙（15州：イリノイ， ミシシッピ等）
候補者が自らの所属政党を明らかにする方式
- 2 非党派的選挙
（17州：フロリダ， ジョージア等）
候補者が自らの所属政党を明らかにしない方式

知事の任用による州

- 1 知事による任命→議会等の承認（4州：メイン等）
- 2 裁判官指名委員会の推薦
→知事による任命（1州：マサチューセッツ）
- 3 裁判官指名委員会の推薦→知事による任命
→再任時住民投票（8州：コロラド， アイオワ等）
- 4 裁判官指名委員会の推薦→知事による任命
→議会等の承認（6州：デラウェア， ハワイ等）

（注）州によっては、複数の任用方法を併用しているところがある。

（出典）

- ・ 丸田隆「アメリカにおける裁判官選任の実情」（自由と正義 49-7）
- ・ 浅香吉幹「現代アメリカの司法」（東京大学出版会）
- ・ State Court Organization 1993（U.S.Department of Justice）